資料③

答申書（案）新旧対照表

修正箇所は赤字

【従来案】	【修正案】
１ページ　１２～１３行目 ⑴　赤穂市の水道事業及び下水道事業は、ともにサービス開始以来数十年が経過し、施設及び管路の経年劣化が進行している。	１ページ　１２～１３行目 ⑴　赤穂市の水道事業及び下水道事業（農業集落排水事業を含む。以下同じ。）は、ともにサービス開始以来数十年が経過し、施設及び管路の経年劣化が進行している。
１ページ　１６～１８行目 ⑵　赤穂市の上下水道事業は、地方公営企業法を全部適用した公営企業であり、使用者からの水道料金及び下水道使用料で事業運営に必要な費用を賄う「独立採算性」が原則であるが、両事業ともに経費回収率が 100%に達していない。	１ページ　１６～１８行目 ⑵　赤穂市の上下水道事業は、地方公営企業法を全部適用した公営企業であり、使用者からの水道料金及び下水道使用料（農業集落排水処理施設使用料を含む。以下同じ。）で事業運営に必要な費用を賄う「独立採算制」が原則であるが、両事業ともに経費回収率が 100%に達していない。
１５ページ　１０～１３行目 最後に、下水道使用料の改定は市民や事業者に負担をお願いすることになるが、市長をはじめ上下水道部職員一人ひとりは事業の重要性を十分に認識し、これまで以上に経費の節減をはじめとする経営改善に努め、一丸となって円滑な事業運営に邁進することを切望するものである。	１５ページ　１０～１３行目 最後に、下水道使用料の改定は市民や事業者に負担をお願いすることになるが、市長をはじめ上下水道部職員一人ひとりは事業の重要性を十分に認識し、これまで以上に経費の節減をはじめとする経営改善に努め、一丸となって円滑な事業運営に邁進することを切望するとともに、本委員会においても、赤穂市の上下水道事業の在り方について継続して協議し、積極的に提言を行っていく所存である。